

## 第 4 9 号議案

### 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 3 月 4 日提出

亀 岡 市 長      栗   山   正   隆

### 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和 4 4 年亀岡市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 条—第 3 条の 2」を「第 1 条・第 2 条」に、  
「第 2 章 公園の管理（第 4 条—第 9 条）」を  
「第 2 章 公園の設置（第 3 条—第 3 条の 6）  
第 3 章 公園の管理（第 4 条—第 9 条）」に、  
「第 2 章の 2」を「第 4 章」に、「第 3 章」を「第 5 章」に、「第 4 章」を「第 6 章」に、「第 5 章」を「第 7 章」に改める。

第 1 条中「及び法に基づく命令」を「、都市公園法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号。以下「令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和 3 1 年建設省令第 3 0 号）」に改める。

第 1 7 条第 4 項中「第 3 条の 2」を「第 3 条の 6」に改める。

第 4 章を第 6 章に改める。

第 1 1 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 3 章を第 5 章に、第 2 章の 2 を第 4 章に改める。

第4条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

第5条中「又は第3項」を「又は第4項」に改める。

第6条ただし書中「第3項の」を「第4項の」に改め、同条第4号中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第6号中「もてあそぶ」を「弄ぶ」に改め、同条第7号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同条第8号中「とめおく」を「留め置く」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条の見出しを「（公園施設の設置又は管理の許可）」に改め、同条中第2項を削り、同条第1項第1号中コをシとし、ケの次に次のように加える。

コ 施設の管理者を別に定めるときは、その氏名、住所及び職業

サ 公園施設を設けようとする者及び施設の管理者の暴力団員等の該当の有無

第8条第1項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 公園施設を管理しようとする者の暴力団員等の該当の有無  
第8条第1項第3号に次のように加える。

ウ 第1号サ又は前号オに掲げる事項

第8条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、暴力団員等に対し、法第5条第1項の許可をしてはならない。

第8条の次に次の1条を加える。

（公園の占用の許可）

第8条の2 市長は、暴力団員等に対して、法第6条第1項の許可

(有料公園施設の使用の許可に付随して占用をしようとする場合の許可を除く。)をしてはならない。ただし、公益上必要な施設又は日常生活等を営むために必要やむを得ないと市長が認める施設を設置する場合は、この限りでない。

2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるもの(有料公園施設の使用の許可に付随して占用をしようとする場合は、第5号に掲げるものを除く。)とする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の管理方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 公園の復旧方法
- (6) 占用しようとする者の暴力団員等の該当の有無
- (7) その他市長が定める事項

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条の2第2項第1号中「その翌日」を「、その翌日」に改め、同条を第3条の6とする。

第3条の見出しを「(設置、区域の変更及び廃止)」に改め、同条第1項中「亀岡市」を「市」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、公園を設置し、その区域を変更し、又は廃止するときは、当該公園の名称、位置及び区域その他必要な事項を公告しなければならない。

第3条を第3条の5とし、第2条の次に次の章名及び4条を加える。

## 第2章 公園の設置

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)

第3条 市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第3条の2 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれ

その特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園、主として運動の用に供することを目的とする公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- (5) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第3条の3 一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、次条各号で定める特別の場合においては、当該各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

（公園施設の設置基準の特別の場合）

第3条の4 前条ただし書の特別の場合には、次に掲げる場合とする。

(1) 令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設又は同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(2) 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のアからウまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物

イ 景観法（平成16年法律第110号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

(3) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合、

当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- (4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長は、施行日前に改正前の亀岡市都市公園条例第4条第1項の規定による許可を受けた者が、改正後の亀岡市都市公園条例第4条第2項の暴力団員等に該当するときは、改正後の亀岡市都市公園条例第9条第1項に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

## 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における都市公園法の一部改正に伴い、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準並びに公園施設の設置基準を定めること。
- 2 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴い、公園施設の設置等の許可について、暴力団の排除規定を定めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けること。
- 5 この条例は、平成25年4月1日から施行すること。